

本庁舎機械警備業務委託に係る募集要項（案）

この要項は、多摩市（以下「市」という。）が本庁舎機械警備業務委託を委託するにあたり、参加資格及び手続を定め、最適受託候補者及び次席者を選定することを目的とする。

1 委託概要

(1) 件名

本庁舎機械警備業務委託

(2) 履行期間

平成31年（2019年）9月1日から平成34年（2022年）8月31日まで

(3) 契約目途額

8,640,000円（税抜）

※法令等の改正により、消費税等の税率に変更があった場合は、契約変更を予定している。

(4) 支払い条件

月払い

(5) 対象施設

対象施設名称	構造	建築面積	延床面積	敷地面積	エリア数
本庁舎 A棟	地下1階・地上4階 鉄骨・鉄筋コンクリート造	1,375㎡	8,789.11㎡	7,975.80㎡	20
本庁舎 B棟	地上4階 鉄筋コンクリート造	821㎡			

(6) 業務内容

本業務受託者が設置する感知器及び操作盤等の警備機器並びに通信設備等（以下「警備機器等」という。）により、施設への不法侵入、不良行為の牽制及び早期発見を行う。

ア 侵入監視

警備時間中に施設警備区域内に侵入があった場合は、警備機器等により受託者の基地局に通知し、警備員を現場に急行させるとともに警察機関へ通報を行う。

イ 火災監視

警備時間中に火災報知機による異常を検知した場合は、警備機器等により受託者の基地局に通知し、警備員を現場に急行させるとともに消防機関へ通報を行う。

ウ 断線監視

警備に必要な通信回線の状態を間断なく遠隔監視を行う。

エ 出入室管理

庁舎地下玄関、秘書室（市長室、副市長室及び応接室等4室を含む。）及び文書庫に設置する電気錠は、セキュリティカード又は委託者が市職員に貸与している職員証にて解錠を行うものとし、電気錠を解錠した者が特定できるよう解錠者、日付及び時刻の記録の保存を行う。

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由と導入効果

機械警備業務は、事業者により機械警備の方法及び設置する警備機器の仕様が異なることから、事業者の機械警備業務における経験、知識及び技術を最大限に活用することを目的として、広く事業者から提案をいただき、本庁舎機械警備業務委託の履行における最適な事業者との契約を締結するために、公募型プロポーザル方式の採用を依頼するものである。

3 参加資格条件

本プロポーザルに申込みする者は、参加申込書を提出する日において、次の要件をすべて満たしている単体企業であることとする。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 業種

次表の東京電子自治体共同運営電子調達サービスの業種に登録があること。

表 該当業種

コード	業種名	コード	種目名
105	警備・受付	002	機械警備

(3) 有資格者

次の資格を有していること。

ア 警備業法第4条に規定する東京都公安委員会に同法第2条第6項の「機械警備業」の認定を受けている者

イ 対象施設に異常事態の発生を感知した際、30分以内に当該施設に到着ができる者

(4) 多摩市指名業者指名停止基準（昭和59年6月13日）第2条第1項に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、多摩市の契約案件において、過去2年間に同条第2項の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしたとき、若しくは手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態でないこと。ただし、多摩市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は、この限りではない。

(7) 次に掲げる全ての条件に該当する者

ア 参加申込書を提出する日において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける申請自治体が「多摩市」及び(2)業種の登録があり、Aランクの格付けを有していること。

イ 官公庁契約の実績において、過去3年以内（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）に(2)業種に関する1件の契約で契約金額950万円以上の業務の完了実績があること。

ウ 官公庁契約の実績において、過去3年以内（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）に(2)業種に関する契約で国、都道府県及び市町村の延床面積8,500㎡以上の本庁舎（分庁舎及び支所等は含まない。）における業務の完了実績があること。

4 参加申込書の受付

本プロポーザルに参加を申込みする者は、次のとおり参加申込書を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書 (様式1) 1部
- ② 事業者概要調書(様式2) 3部
- ③ 業務実績調書 (様式3) 3部

(2) 提出期間

- ① 期間 平成31年1月21日(月)から平成31年2月4日(月)まで
- ② 時間 午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出先

多摩市役所(多摩市関戸六丁目12番地1)3階
総務部総務契約課総務・検査担当(庁舎管理)

(4) 提出方法

持参による。

(5) 市から提供する資料

ア 次の資料は、多摩市公式ホームページにて公開する。

- (ア) 本庁舎機械警備業務委託に係る募集要項(本紙)
- (イ) 様式集
- (ウ) 提案依頼書
- (エ) 審査基準

イ 次の資料は、5 審査方法の参加資格審査において適格であった者に、郵送又は電子メールにて送付するものとする。

- (ア) 標準要求書
- (イ) 警備範囲図(図面)

5 審査方法

(1) 本庁舎機械警備業務委託に係る審査委員会により構成された審査委員が本庁舎機械警備業務委託に係る審査基準に基づき審査する。

(2) 審査委員

委員長	総務部長	
副委員長	総務部	総務契約課長
委員	企画政策部	行政管理課長
	企画政策部	情報システム課長
	総務部	文書法制課長

(3) 参加資格審査及び企画提案書の提出

市は、参加申込書の提出があった者(以下「参加申込者」という。)について、提出された参加申込書に基づき参加資格の適格を審査し、審査結果を通知するものとする。

(4) 1次審査について

市は、参加申込者から提出があった企画提案書に基づき審査し、審査結果を通知するものとする。

市は、参加申込者から評価の上位3者を目安に2次審査候補者とし、企画提案書のプレゼンテーションを要請するものとする。

(5) 2次審査について

2次審査候補者は、企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施する。

① 実施日時等

2次審査候補者に別途通知する。

② プレゼンテーション出席者

3人以内とする。

③ プレゼンテーション時間配分

ア 提案説明 30分以内

イ 質疑応答 15分程度

④ 実施内容及び最適受託候補者等の決定

市は、2次審査候補者の1次審査において提出された企画提案書及び2次審査候補者によるプレゼンテーションにより最適受託候補者及び次席者を決定し、多摩市指名業者選定委員会に契約締結の承諾を得る。

また、最適受託候補者となった場合は、事業者名及び住所等を多摩市公式ホームページに公表する。

(6) 参加申込者に対する理由の説明

参加申込者は、市に対して審査結果について、その理由の説明を求めることができる。

6 質疑受付及び回答

(1) 質疑受付

① 期間

平成31年2月8日（金）から平成31年2月15日（金）まで

② 提出先

多摩市役所 総務部 総務契約課 総務・検査担当（庁舎管理）

電子メール tm041000@city.tama.tokyo.jp

③ 提出方法

質疑書（様式7）に質疑事項を入力し、ファイル形式を変更しないまま電子データを提出先電子メールまで添付ファイルとして送信すること。

(2) 質疑回答

① 回答日

平成31年2月22日（金）

② 回答方法

すべての質問と回答をとりまとめ、質問した参加申込者名は非公開ですべての参加申込者へ電子メールに添付して回答する。

7 日程

平成31年1月21日 プロポーザル実施の告示

2月 4日 参加申込書受付期限

2月 8日 1次審査候補者決定の通知

- 3月 8日 企画提案書受付期限
- 3月18日 2次審査候補者決定の通知
- 4月上旬 2次審査候補者によるプレゼンテーション及びヒアリング
- 5月中旬 最適受託候補者及び次席者決定の通知
- 5月下旬 契約締結予定

8 その他

(1) 失格要件

参加申込者が、次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ① 本プロポーザルに関して、関係者に不正な接触又は要求をした場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ④ 企画提案書のヒアリングに出席しない場合

(2) 参加の辞退

参加申込者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。この場合、辞退届（様式8）に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ、または追加資料の提出を求めた場合、参加申込者は、対応するものとする。

(4) 提出後の参加申込書及び企画提案書の内容変更

提出後の参加申込書及び企画提案書の内容変更は、原則として認めない。

(5) 企画提案の履行

本委託の受託者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。

ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。

(6) その他

- ① 参加申込書、企画提案書及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、参加申込者の負担とすること。
- ② 提出された参加申込書及び企画提案書の取扱い
 - ・ 提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しない。
 - ・ 提出された書類及び電子データの著作権は、作成した当該提出者に帰属するものとする。
 - ・ 提出された参加申込書及び企画提案書は、参加申込者の技術情報であることから公表しない。